

-第二次甲州市行政改革推進プログラム-

実施計画書

山梨県 甲州市

1 計画策定の趣旨等

この実施計画は、「第二次甲州市行政改革大綱」に掲げた基本理念及び基本方針に基づき、計画的に行政改革を推進するため具体的な実施項目を設定し、達成に向けて各課で取り組むものです。

2 実施計画期間

実施計画の期間は、基本的に平成 23 年度から平成 26 年度の 4 年間としていますが、完了した取り組み項目については実施計画から除外し、今後の社会情勢、市民ニーズなどにより見直しをすることにより新たな項目を追加する等、状況に応じて期間を変更します。

3 行政改革実施計画の進行管理

行政改革実施計画の進行管理については、甲州市行政改革推進本部において総括的な進行管理を行い、その状況を行政改革推進委員会に報告するとともに、広報・ホームページ等により市民に公表します。

各課においては、取り組み項目ごと事務事業評価シートを作成し、目標達成に向け取り組みます。